

所 沢 市 分 別 収 集 計 画



TOKOROZAWA

令和7年9月

分 別 収 集 計 画 目 次

ページ

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）・・・・・・・・・・	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項（法第8条第2項第2号）・・・・・・・・	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）・・	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）・・	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）・・・・・・・・・・	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市は、埼玉県の南西部、都心から30～40km圏に位置し、高速道路や鉄道の整備により、首都圏のベッドタウンとして都市化が進んでおり、それと併せて商業圏の中心として今後も発展していくことが予想される。このことから、日常生活や事業活動から排出されるごみについては、今後においても計画的な処理が求められるとともに、廃棄物の処理や資源化に関わる技術、リサイクルに係る法整備等の社会的環境などに注視し、的確に対応する必要がある。

また、良好な生活環境を確保するためには、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会を形成していく必要がある。平成12年6月には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会形成に向けての基本理念が示されたが、その達成のためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割と責任を認識し、履行していくことが重要である。

令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。あらゆる主体において、プラスチック廃棄物の排出の抑制等、プラスチック資源循環の取り組みを促進していく必要がある。

現在、全国的に最終処分場がひっ迫している中で、新たな最終処分場の確保が課題となっている。本市では、平成17年3月末に埋立てが終了となった一般廃棄物最終処分場に続く、新たな最終処分場について令和7年10月の供用開始を目指し、地元住民や地元自治会のご協力を得ながら事業を進めているところであり、供用開始後も、引き続き最終処分量の削減に努め、発生・排出抑制及びリサイクルの徹底を図る必要がある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源を有効に利用して最終処分量を削減することを目標に、市民、事業者、市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ② すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間を計画期間とし、今後3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお、本計画では容器包装廃棄物の各名称について、以下のような略称を統一して使用することとする。

- | | | |
|--|-------|-----------------|
| ・主としてスチール製の容器 | _____ | スチール |
| ・主としてアルミ製の容器 | _____ | アルミ |
| ・主としてガラス製の容器で無色のもの | _____ | 無色ガラス |
| ・ 〃 茶色のもの | _____ | 茶色ガラス |
| ・ 〃 その他のもの | _____ | その他ガラス |
| ・主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの
（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） | _____ | 紙パック |
| ・主として段ボール製の容器 | _____ | 段ボール |
| ・主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの | _____ | その他紙 |
| ・主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって
飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | _____ | ペットボトル |
| ・主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル
以外のもの | _____ | その他のプラスチック製容器包装 |
| ・白色の発泡スチロール製食品トレイ
（本市では、白色トレイをプラスチックと併せて収集している。） | _____ | 白色トレイ |

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	19,508	19,319	19,036	18,900	18,760
製品プラスチック	1,768	1,751	1,725	1,713	1,700

（内訳）

（単位：t／年）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール	341	337	333	330	328
アルミ	937	928	914	908	901
無色ガラス	1,363	1,350	1,330	1,321	1,311
茶色ガラス	1,107	1,097	1,081	1,073	1,065
その他ガラス	85	84	83	83	82
紙パック	511	506	499	495	492
段ボール	3,493	3,459	3,408	3,384	3,359
その他紙	2,641	2,615	2,577	2,558	2,539
ペットボトル	1,789	1,772	1,746	1,733	1,720
白色トレイ	170	169	166	165	164
その他のプラスチック製容器包装	7,071	7,002	6,899	6,850	6,799

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に連携を図る。

(1) 啓発活動

広報紙、冊子、パンフレット等による啓発のほか、各種催物等の開催時に啓発を行い、ごみの減量や3Rの必要性について市民への情報提供を充実する。

- ① リサイクルふれあい館において、ごみ減量・リサイクルに関する情報を市民に提供するとともに、情報の発信・受信基地として市民とのネットワークを形成する。
- ② 市民フェスティバルなどの催物を主催又は参加し、来場者や出店団体に対して啓発活動を行う。
- ③ 市が主催する会議などでは、参加者にマイボトルの持参を依頼し、容器包装廃棄物の排出抑制及び参加者への啓発を行う。
- ④ 情報紙「エコロ通信」を発行し、市民に対してリサイクルに関する情報等を提供する。
- ⑤ ごみ問題等啓発活動の一環として、各団体等の要望に応え、市内廃棄物処理施設の見学会を行う。
- ⑥ ごみの発生・排出抑制に関する冊子等を作成し、市民の自発的努力を促す。
- ⑦ 小学校4年生は社会科の授業でごみについて学習しているが、さらにくわしく知識を深めてもらうため、小冊子「わたしたちのくらしのごみ」を作成、配布し、容器包装廃棄物に関する啓発を行う。
- ⑧ 主にごみの分別の必要性を市民一人ひとりに理解してもらうために、市民、団体等からの要請により、出前講座などの直接対話による啓発を行う。
- ⑨ 事業者と連携して、マイボトルに飲料を補充できる施設や店舗等を整備し、市民によるマイボトルの持ち歩きを促進する。
- ⑩ 「過剰包装を断る」「容器をお店に返す」「使い捨て容器ではなく、繰り返し使える容器を選択する」など、ごみ減量についての市民の意識高揚を図る。
- ⑪ 事業者に対し啓発チラシの配布やホームページにより、分別の徹底、自主的なリサイクルの推進、プラスチック製容器包装の削減方策についての情報を提供する。

(2) 集団資源回収事業報償金交付制度

自治会、町内会等の団体が自主的活動として実施している集団資源回収事業に対して報償金を交付することにより団体活動を支援している。容器包装廃棄物である段ボール、紙箱、紙袋、びん、缶、牛乳パックについても回収品目の対象としている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び本市における諸計画を総合的に勘案し、本法に基づいて分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。

また、市民の協力度、市が保有する施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール	びん・かん・スプレー缶（一括収集）
アルミ	
無色ガラス	
茶色ガラス	
紙パック	牛乳パック（拠点回収）
段ボール	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール （個別収集）（雑がみは雑誌との混合収集）
ペットボトル	ペットボトル（個別収集）
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック（個別収集）
製品プラスチック	単一素材プラスチック（拠点回収）

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：t）

項 目	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール	294		294		294		294		294	
アルミ	563		562		561		560		559	
無色ガラス	217		217		217		217		217	
上段：合計	217		217		217		217		217	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	0	217	0	217	0	217	0	217	0	217
茶色ガラス	148		148		148		148		148	
上段：合計	148		148		148		148		148	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	148	0	148	0	148	0	148	0	148	0
その他ガラス	0		0		0		0		0	
上段：合計	0		0		0		0		0	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙パック	17		17		17		17		17	
段ボール	3,233		3,230		3,227		3,224		3,221	
その他紙	0		0		0		0		0	
上段：合計	0		0		0		0		0	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	1,282		1,281		1,280		1,279		1,278	
上段：合計	1,282		1,281		1,280		1,279		1,278	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	43	1,239	43	1,238	43	1,237	43	1,236	43	1,235
その他のプラスチック 製容器包装	4,392		4,388		4,384		4,380		4,376	
上段：合計	4,392		4,388		4,384		4,380		4,376	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	4,392	0	4,388	0	4,384	0	4,380	0	4,376	0
うち白色 トレイ	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製品プラスチック	44		44		44		44		44	
上段：合計	44		44		44		44		44	
下段左：引渡数量										
下段右：独自処理量	0	44	0	44	0	44	0	44	0	44

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
342,486 人	342,133 人	341,780 人	341,426 人	341,073 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
100.06%	99.90%	99.90%	99.90%	99.90%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、基本的に現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、公共施設等での拠点回収及び市民団体等による集団資源回収が行われている紙パックについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属 ガ ラ ス	スチール	びん・かん・スプレー缶	市及び委託による定期収集	市
	アルミ			
	無色ガラス			
	茶色ガラス			
紙 類	紙パック	牛乳パック	公共施設等での拠点回収、市民団体等による集団資源回収	民間業者
	段ボール	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	市及び委託による定期収集、市民団体等による集団資源回収	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	市及び委託による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック		市
	製品プラスチック	単一素材プラスチック	公共施設等での拠点回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラスについては、東部クリーンセンターリサイクルプラザ資源ごみ処理施設において選別・圧縮・保管を行う。

また、プラスチック製容器包装については、東部クリーンセンターリサイクルプラザプラスチック類処理施設及び西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設において選別・圧縮・梱包・保管を行う。

【分別収集の用に供する施設計画】

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	びん・かん・スプレー缶	袋	2～4 t パッカー車	東部クリーンセンターリサイクルプラザ資源ごみ処理施設
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
紙パック	牛乳パック	網かご	ライトバン	ストックヤード （民間業者）
段ボール	新聞・雑誌・雑誌がみ・段ボール	縛る	2～4 t パッカー車 深ダンプ	ストックヤード （民間業者）
ペットボトル	ペットボトル	袋	2～4 t パッカー車	ストックヤード （民間業者）
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	袋	2～4 t パッカー車	東部クリーンセンターリサイクルプラザプラスチック類処理施設、西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設
製品プラスチック	単一素材プラスチック	コンテナ	2～4 t トラック	ストックヤード （民間業者）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・「所沢市廃棄物減量等推進審議会」を必要に応じて設置し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理等に関する事項について調査及び審議を行っていく。
- ・町内会等が推薦した者を所沢市環境推進員に委嘱し、所沢市環境推進員は、ごみの分け方・出し方の指導やごみの減量及びリサイクルの推進に関する活動を行っていく。
- ・事業者向けの啓発冊子を配布し、分別排出や自主的なリサイクルの促進についての関連情報などを提供していく。